

# 道路法施行令の一部を改正する政令について

国土交通省 道路局 路政課

## 1. はじめに

近年、自動二輪車について、A T限定の自動二輪車免許が導入されたことや高速道路の二人乗りが許容されたこともあり、自動二輪車の普及が進んでいます。

その一方で駐車場の不足などから歩道等上の違法駐車が発生し、歩行者等の安全で円滑な通行の妨げとなり、違法駐車対策を早急に講じる必要があります。

また、第164回通常国会において、駐車場法が改正され、同様の観点から駐車場法の対象となる自動車の定義に新たに自動二輪車を含めることとされたことや平成18年6月の改正道路交通法の施行による交通取締りの強化と連携し、駐車需要の受け皿となる駐車場の積極的な整備が急務であることも踏まえ、道路上における自動二輪車駐車場の整備の促進を図るため、道路法施行令の一部を改正し、道路管理者以外の者であっても道路上に自動二輪車の駐車場の整備を図ることを可能とすることとしました。

## 2. 自動二輪車を駐車するために必要な車輪止め装置その他の器具の占用物件への追加

道路法施行令（以下「令」という。）第7条第8号として「道路の区域内の地面に設ける自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」を追加しました。

ここでいう「自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め装置（以下「自動二輪車駐車器具」という。）」とは、いわゆるバイクラックのことであり、その他の器具としては、料金收受機、駐車用の案内板、照明器具、柵等の駐車場として供用するために必要な物件のことであります。

また、「道路の区域内の地面に設ける」としたのは、道路上に設けるものであることを明確にするためです。

なお、占用物件として、「自動二輪車駐車場」と規定しなかったのは、道路法第40条によると、占用物件とは「道路の占有をしている工作物、物件又は施設」のことをいい、「自動二輪車駐車場」は、道路上に面的に設けられるものであり、工作物、物件又は施設のいずれにも該当しないからです。したがって、ここでは自動二輪車駐車場に具体的に設けられることとなる設備の代表例として「自動二輪車を駐車するために必要な車輪止め装置」を掲げることにより、道路上に道路の占有として自動二輪車駐車場を整備することを明らかにしたものであります。

## 3. 自動二輪車駐車用器具の占有の場所の基準

具体的な設置基準については、従来より、車道部分についての占用物件の設置は路端に近接する部分以外に認めておらず、自動二輪車駐車用器具についてもこれと同様の取扱とするため、

一、車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。

とし、また歩道や自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を横断して路端に駐車させるこ

とすると、歩道等の通行者に危険を及ぼすおそれがあることから、

二、車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に設けること。

とし、一般の占用物件と同様に原則として、交差点等の地上には占用を認めないこととするため、

三、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し又は屈曲する部分以外の道路の部分に設けること。

とし、歩道等に設けたときに、歩行者等の歩行空間を確保するため、

四、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、当該器具を駐車のために供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令（歩道にあっては2メートル以上、自転車歩行者道にあっては3メートル以上）に規定する幅員を確保したものであること。

とすることなどを定めることとしました。

#### 4. 占用できる主体等について

自動二輪車駐車器具の占用については、これを私的な目的での利用に供することは認められず、一定程度の公的な主体が、道路上における放置自動二輪車対策を図るなど、歩行者等の安全で円滑な通行を確保するという目的を達成するために行うことが望ましいことから、占用主体については、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする事としました。

また、自動二輪車駐車用器具の占用に当たっては、駐車場の整備以外の対策としての放置自動二輪車等の整理や撤去、当該地域における街づくり等に関する各種施策等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等を十分に調整し、その意見、要望等を反映したものとすることとしました。

なお、上記の他占用にあたっての道路管理者の方針については、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日（道路局長通達））によって定められています。

#### 5. 施行期日について

今般の道路法施行令の改正により、道路法施行令第七条第八号に占用物件として新たに自動二輪車駐車用器具が追加され、その占用料として道路法施行令の別表に当該駐車用器具の項目が設けられることとなります。

道路の占用料については、道路法第三九条の規定により指定区間内の国道を除き地方公共団体の条例で定められることとなるが、地方公共団体が当該条例を定めるにあたり、その占用料について当該駐車用器具の項目を設ける一定の準備期間が必要であるとともに、当該改正にかかる一定の周知期間が必要であることから、公布の日（平成18年11月15日）から相当程度の準備期間を設けることとし、平成19年1月4日から施行することとしました。

## 6. おわりに

今回の改正は、平成16年から平成17年度構造改革特区（第6次提案～第8次提案）において、一定の占用主体による歩道上への自転車駐車場の占用を可能とする旨の要望がNPO等よりなされ、国土交通省において検討した結果、当該措置を講ずるべく「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において定められたことが、そもそものきっかけです。

自転車駐車場の占用を検討していくにあたり、自動二輪車1000台に対する駐車場の台数は、自動車や自転車に比べ約1/10以下であることや(資料1)、駅周辺における自動二輪車の放置対策も喫緊の課題であること(資料2)から、これと併せて行う必要があること、原動機付自転車についても今回の対象になることを法律上明記すべき事などが議論され、自転車駐車器具のみならず、原動機付自転車駐車器具、自動二輪車駐車器具も占用の対象となったところで

す。  
この改正により、道路上にこれらの駐車場の整備が可能となるところですが、まずは道路外に駐車場の整備が図られ、道路に放置自転車がない状態にすることが望ましいことはいうまでもありません。

この政令の措置と道路外に設置される駐車場があいまって、放置自転車対策が進むよう、適切な対応を図っていきたいと考えているところです。

